

宮崎県公報

平成19年6月14日(木曜日) 第 1887 号

発 行 宮 印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

○道路の供用の開始(10件) …………(″) 3

小 牛

頁 ○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(生活・文化課) 6 ○歳入の収納の事務の委託……………………(水産政策課) 1 ○土地改良区の役員の就退任の届出(2 件)……(農村整備課) 6 監查委員公告

宮崎県告示第 535号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定 | 路の区域を次のとおり変更する。 により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸 付金に係る債権につ いての保全及び取立 てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

宮崎県告示第 536号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路種	各の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地 幅 (メー	員	延(メー	長 トル)	
	国道	道	国道 2 65号	東臼杵和		Ш	22.5 55.2	~	90.0	0	
				福良字月	킽平						
				509番	202	新	22.5	~	90.0	0	
				地先かり	ら同		70.9				
				郡同村	司大						
				字同字	509						
				番95地名	先ま						
				で							

宮崎県告示第 537号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	子 の	日夕 6白 万	□ □	BB	新旧	敷地	_	延	長
番号	種	類	路線名	区	間	の別	幅 (メー		(メー	トル)
	国道	i	国道 4	えび	の市大	旧	7.0	~	275	.0
			47号	字内	竪字大		46.0			
				河平	946番					
				4995	地先か	新	9.0	~	230	.0
				ら同i	市同大		29.0			
				字同学	字 946		7.0	~	218	.0
				番 74	15地先		46.0			
				まで						

宮崎県告示第 538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

路線番号	道路種	各の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地 幅 (メー	也の 員 トル)	延 (メー	長 トル)
	国道	道	国道 4 47号	字内雪	の市大 竪字瀬 1038番	IΞ	5.0 17.5	~	111	0.0

平成 19 年 6 月 14 日(木曜日) 第 1887 号

宮崎県公報

Γ		19地先から	新	13.0	~	1050.0
		同市同大字		60.0		
		字山王前11				
l		15番1地先				
l		まで				
ı						

宮崎県告示第 539号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字赤 谷3819番3 地先から同 郡同町同大 字同字3745 番1地先ま で	新	4.7 ~ 29.4 11.5 ~ 45.0 11.5 ~ 45.0	895.0 500.4 500.4

宮崎県告示第 540号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	の	路線名	区	間	新旧	敷地幅		延	長
番号	種	類				の別	(メー	トル)	(メー	トル)
22	県道		東郷西都線		湯郡木城 大字石河	IΗ	5.0 20.8	~	206	.0
				林小り同国た	鹿遊国有 253た林 班地先か 司郡同町 大字鹿遊 有林 253 林小班地 まで	新	15.0 25.8	~	206	.0

ウベルマン ウベル

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅量	延 長
番号	種 類	11 NOV 11		の別	(メートル)	(メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎町東霧島字	IΞ	11.8 ~ 14.5	34.0
			王ノ前74番 4 地先から 同市同町東 霧島同字74	新	13.0 ~ 17.5	34.0
			番1地先まで			

宮崎県告示第 542号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類		110	の別	(メートル)	(メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字橋 野谷7463番	田 新	7.0 ~ 18.8	17.1
			2 地先から 同郡同町同 区宇納間同 字7466番1 地先まで	A91	31.3	17.1

宮崎県告示第 543号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂日向線	日向市大字 財光寺字六 反田2795番	IΒ	12.6 ~ 16.8	231.4

	地先から同	新	12.6	~	231.4
	市大字平岩		16.8		
	字赤岩8462		9.2	~	236.2
	番地先まで		15.0		

宮崎県告示第 544号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類	FET 19X-1		の別	(メートル)	(メートル)
234	県道	中渡川下三ヶ	日向市東郷	IB	5.4 ~	28.7
		線	町下三ヶ字 下村1990番		10.3	
			31地先から	新	5.4 ~	28.7
			同市同町下		63.4	
			三ヶ同字19			
			90番31地先			
			まで			

宮崎県告示第 545号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	吸帕力	区間	新旧	敷地の	延 長
番号	種 類	路線名	区 間	の別	幅 員 (メートル)	(メートル)
302	県道	高鍋美	児湯郡都農	旧	6.6 ~	404.5
		々津線	町大字川北		20.2	
			字原田4176		11.8 ~	380.0
			番1地先か		23.4	
			ら同郡同町			
			同大字字尾	新	11.8 ~	380.0
			野鼻 13933		23.4	
			番1地先ま			
			で			

宮崎県告示第 546号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅 員	延長
番号	種 類	昭桃石		の別	(メートル)	(メートル)
316	県道	小川越	児湯郡西米	旧	4.7 ~	109.0
		野尾線	良村大字小		19.1	
			川字松原 3			
			15番3地先	新	4.7 ~	109.0
			から同郡同		19.1	
			村同大字字		5.0 ~	113.6
			井手之谷 2		35.0	
			70番地先ま			
			で			

宮崎県告示第 547号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延 長
番号	種 類	10 NX 10		の別	(メートル)	(メートル)
355	県道	旭村木	東諸県郡国	旧	10.0 ~	44.8
		脇線	富町大字八		13.0	
			代北俣字井			
			野2419番1	新	10.0 ~	44.8
			地先から同		13.2	
			郡同町同大			
			字同字2422			
			番1地先ま			
			で			

宮崎県告示第 548号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

路線	道路	r O	口をか立 ク	E7	нн	/II. III. BELV. O. HO. II.
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
	国道	į	国道 2	東臼村	午郡椎	平成19年 6 月14日
			65号	葉村力	大字下	
				福良与	2尾平	
				509習	昏 202	

宮崎県公報

	地先から同郡同村同大	
	字同字 509 番95地先ま	
	で	

宮崎県告示第 549号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日
番号	種 類	始禄石		供用開始の朔日
	国道	国道 4	えびの市大	平成19年 6 月14日
		47号	字内竪字大	
			河平 946番	
			499地先か	
			ら同市同大	
			字同字 946	
			番 745地先	
			まで	

宮崎県告示第 550号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	1	区間	出口目がつまり
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道 4	えびの市大	平成19年 6 月14日
		47号	字内竪字瀬	
			戸口1038番	
			19地先から	
			同市同大字	
			字山王前11	
			15番1地先	
			まで	

宮崎県告示第 551号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類	的砂石		[F]	採用開始の剃口
22	県道	道	東郷西都線	町大 内 を 2 小 が ら 同大	郡木城河 存 林 の 町 遊 を 253	平成19年 6 月14日
					小班地	

宮崎県告示第 552号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名		月日	供用開始の期日
番号	種	類	始於石	区間		供用例始の剃口
42	県道	道	都城野	,	市高崎	平成19年 6 月14日
			尻線	町東	霧島字	
				王ノi	前74番	
				4地	先から	
				同市	司町東	
				霧島	同字74	
				番1:	地先ま	
				で		

宮崎県告示第 553号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

路線	道路の	ロタシウノフ		W 11 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字橋 野谷7463番	平成19年6月14日

		2 地先から	
		同郡同町同	
		区宇納間同	
		字7466番 1	
		地先まで	

宮崎県告示第 554号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	11夕 4白 27	□Z'	日日	И ПВВИ О III П	
番号	種	類	路線名	区間		供用開始の期日	
226	県道	当	土々呂日向線	財光 反田 地先 市大 字赤	市大字 寺字六 2795番 から同 字平岩 岩8462 先まで	平成19年 6 月14日	
				ш-с	700. 4		

宮崎県告示第 555号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	日をも白 ク		//L IT HE //
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
234	県道	中渡川	日向市東郷	平成19年 6 月14日
		下三ヶ	町下三ヶ字	
		線	下村1990番	
			31地先から	
			同市同町下	
			三ヶ同字19	
			90番31地先	
			まで	

宮崎県告示第 556号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

路線	道路	sの	目わり白 ク	E7	нн	//L IT FIELY 0 #11 II
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
302	県道		高鍋美	児湯郡	邯都農	平成19年 6 月14日
			々津線	町大岩	学川北	
				字原日	⊞4176	
				番15	也先か	
				ら同種	邶同町	
				同大	字字尾	
				野鼻	13933	
				番15	也先ま	
				で		

宮崎県告示第 557号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の		路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類				
316	県道		小川越	児湯	郡西米	平成19年6月14日
			野尾線	良村	大字小	
				川字	松原 3	
				15番	3 地先	
				から	司郡同	
				村同	大字字	
				井手	之谷 2	
				70番	地先ま	
				で		

宮崎県告示第 558号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定	_		青者 名	位	置	(メ-	の概要 -トル)	指 定 年月日
	,	- \	_			幅員	延長	1/3/-
(/J\)		牟田	文二	えびの† 字上坊ヶ 9	 	6.00	39.48	平成19 年 5 月 24日

公

宮崎県公報

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申 請があった。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名	称	代表者	音の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 5月 28日	特活がすっています。	あ遊セ	黒木	直美	宮崎県田町3番15号日会館1階	子なて地すど団連子文援及行ちの画子自こるのも長育社たに及・もや関研、文加機もにをはや心き実、る民しびて事ども術会拡立すとはやいる現子諸と、と支業をたへ参げとるすい。

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第13条第1項の規定 により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染 病の種類	家畜の種 類	患畜、疑似 患畜の別	頭数	発生場所 (区域)	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	小林市	平成19年 5 月30日

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 巣立土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとお 2 退任した役員 り届出があった。

平成19年6月14日

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名	氏	名	住	所
理	事	谷ヶ久保	博志	都城市岩満町	953番地口

理	事	釘 崎 義		義	伸	都城市丸谷町2126番地
理	事	巣	<u> </u>	秋	雄	都城市岩満町 862番地 2
理	事	広	池	厚	則	都城市岩満町 880番地
理	事	八	八木一郎		郎	都城市上水流町1454番地
監	事	廣	池	幸	_	都城市岩満町 990番地 1
監	事	池之	上	重	秋	都城市丸谷町2097番地7

(任期:平成23年4月27日まで)

2 退任した役員

役	役名		名	I	住 所
理	事	廣池	也 幸	_	都城市岩満町 990番地 1
理	事	巣 立	入秋	雄	都城市岩満町 862番地 2
理	事	川里	予久	松	都城市岩満町 726番地
理	事	谷ヶケ	、保	功	都城市岩満町1434番地 4
理	事	小岩屋	星 民	夫	都城市丸谷町2769番地
監	事	東	和	信	都城市丸谷町2094番地1
監	事	谷ヶケ	、保 🛚	攺二	都城市岩満町1437番地 1

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 柳瀬土地改良区(新富町)の役員の就任及び退任について次のとお り届出があった。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	名		氏	名		住	所
理	事	猪	俣		忠	新富町大字新田	11753番地

(任期:平成20年3月31日まで)

役	名	氏		名		住 所		
理	事	中	島	清	朗	新富町大字新田	11518番地	

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。 平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地	X	名	市町村名	事 業 名	完了年月日
上		野	高千穂町	中山間地域総合農 地防災事業	平成19年 3 月26日

監査委員公告

平成18年10月12日付け 44100-600及び平成19年3月30日付け 441 00-714の監査委員による監査の結果に関する報告に対して、監査をを受けた所属が講じた措置について、宮崎県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年6月14日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄 宮崎県監査委員 石 井 浩 二 宮崎県監査委員 水 間 篤 典 宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

1 東京事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

東京学生寮の自動販売機、携帯電話無線基地局等の設置に係る行政財産使用料及び東京職員寮の自動販売機設置に係る財産貸付料について、調定の時期が遅れていた。

(2) 措置の内容

今回の原因としては、業務の集中する4月に調定もれが生じたものである。改善策として業務チェック表を作成し、業務内容の再確認を行うとともに担当者及び班内での相互チェック体制の強化を図った。

2 消防学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

旅費について、宿泊料の計算を誤り過払いとなっているものがあった。

(2) 措置の内容

平成19年1月30日に戻入命令を行い、平成19年2月8日に返納を受けた。今回の過払いの原因としては、宿泊料の二重計算による算定誤りと、チェックの不備によるものである。今後、このようなことがないよう、内部牽制体制の強化を図った。

- 3 身体障害者相談センター
- (1) 監査の結果に関する報告事項

公務上の災害について、非常勤職員等は「議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」が適用されるが、 労働者災害補償保険に加入し保険料が支払われていた。

(2) 措置の内容

直ちに脱退の手続きを取るとともに、平成16年度分及び平成 17年度分の保険料について、平成19年2月16日に還付を受けた。

- 4 こども療育センター
- (1) 監査の結果に関する報告事項

コンピュータ等の賃貸借契約について、積算金額が 100万円 を超えるにもかかわらず、予定価格調書が作成されていないものがあった。

(2) 措置の内容

該当する予定価格調書については、監査終了後直ちに作成及

び契約担当者の押印を行った。今後、かかることのないよう確認の徹底を図る。

- 5 木材利用技術センター
- (1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等及び自動販売機類設置に係る行政財産使用料について、 調定の時期が遅れているものが見受けられた。

(2) 措置の内容

行政財産チェック表を作成して、適正な調定を行うこととした。今後は、財務規則に基づいて適正な契約事務の執行に努める。

- 6 日南土木事務所
- (1) 監査の結果に関する報告事項

道路占用許可について、事務処理が適正に処理されていない ものが散見された。

(2) 措置の内容

事務処理が適正に処理されていなかった道路占用許可申請については、所要の手続きを行い、占用料が必要なものは納付していただいた。今後、「道路占用許可申請・協議等処理台帳」及び新たに作成した「進行管理表」により適正に処理するようチェック体制の強化を図った。

- 7 小林土木事務所
- (1) 監査の結果に関する報告事項

道路占用許可について、継続更新分に係る許可が所定様式によらず処理されており、道路占用台帳が整備されていなかった。

(2) 措置の内容

継続更新分に係る許可手続きは、今後は所定の様式で行うこととした。また、占用許可台帳については整備を行った。

- 8 延岡十木事務所
 - (1) 監査の結果に関する報告事項

公有財産の建物について、取得及び処分があったが異動の報告がなされていなかった。

(2) 措置の内容

所管する全ての道路整備員詰所について、財産台帳と現物を 照合し、現地確認を行った上、道路保全課に台帳修正を報告し た。道路保全課は、総務部長に公有財産の異動報告を行った。